

会則第 6 条に基づく、雑誌「民族衛生」への投稿に関する規定

1. 本誌は総説，原著，資料，論著，学会総会プログラム，その他（学位論文紹介，会員の声，書籍紹介，書評，研究室紹介など）を掲載する。
2. 本誌の発行を円滑にするため，編集委員会を置く。
原稿作成要領は別に定める。
3. 編集事務局は当分の間，下記に置く。
〒181-8611 東京都三鷹市新川 6-20-2
杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室内
TEL：0422-47-5512（内線 3460）
4. 本誌の発行は原則として隔月年 6 回とし，ほかに総会に際して学会講演集を発行する。
5. 投稿論文は未発表のものとし，和文または英文とする。
6. 論文の筆頭著者と連絡責任著者は日本民族衛生学会会員に限る。ただし，編集委員会による依頼原稿の場合にはこの限りではない。
7. 論文の掲載は受付順を原則とするが，著者の希望により至急に掲載することができる。その場合，至急手数料 2 万円が必要となる。また，第 8 項 3) に定める学会からの補助は行なわない。
8. 論文掲載にかかる費用負担は以下の通りとする。
 - 1) 掲載費用
本文（基本的な図・表を含む）：刷り上がり 1 ページ当たり 2,000 円
特別な配置の図・表の場合には追加料金が発生することがある。
別刷料：10 部単位で 1,000 円
 - 2) 学生割引
原稿受付日に学部あるいは大学院の学生である者は，その証拠書類を添えて投稿すれば別刷料以外の掲載費用の 50%を割引く。
 - 3) 学会補助（当分の間）
論文 1 篇につき 1 万円，別刷料（30 部以内）。
9. 依頼原稿の掲載費用は全て学会負担とした上で，著者には別刷 30 部を進呈する。
10. 本誌に掲載された論文などの著作権は日本民族衛生学会に帰属する。
付則：この規定は昭和 55 年 10 月 25 日より施行する。

一部改訂して平成元年3月24日暫定. 平成2年11月15日改訂. 平成18年3月24日改訂. 平成24年3月21日改訂. 平成26年3月1日改訂. 平成28年1月1日改訂.

日本民族衛生学会関係連絡先

入会・退会・住所変更・年会費払い込み

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学大学院医学系研究科人類生態学分野内

Eメールアドレス：jshhe@humeco.m.u-tokyo.ac.jp

TEL：03-5841-3531 FAX：03-5841-3395

郵便振替口座 00120-0-368198